

時事新報

第三千百四十三號

潮午時二分
午後十時二十八分

も亦疑惑を免かれず

さる方針を規定す
との說あり

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一號二回〇一月當金五十錢〇三月當金一圓五十錢〇六月當金三圓〇一圓半兩金大圓〇月報日休刊
〇時事新報社、直隸ニ新設スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ
地事新報廣告料(前金)

本草一書萬乙才

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を製造するより各社同一の記事を掲ぐるふと専からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多さを以て斯類の社に通信を依頼せずとも雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行込みを生じたる場合も専からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんとを請ふ

兵略と政略

の轉戰中に至るまで軍中其所在を知るもの少しあけれども軍令は自から出づる感より出でし一軍の駆引甚だ活潑なりしと云ふ日本往時^{むかう}の戰爭には往々ふの種の軍略少からずして彼の武田信玄の如きは常に自身と同様國勢の武者貴人を身邊に隨へて人をして慕まつがれが主將たるやを知らしめざらしとの換かわともあらじ非^い常じょう一貫^{いつくわん}

時代の戰爭には軍中の紀律も自から整はずして味方の中にも心を置かざる可らずのみあらす敵と欺くの方論としても斯る戦略に均しさる事無も必要なりしみどある。

らんあれども今日の正々堂々たる戦争には主將たるもののは勢力本體に堂を定めず一軍の軍令は必ず其本體より出でざる可らず斯くの如くあらざれば一軍の規律を一定して萬萬の兵士を手足の如く運動せしむる能と能はさればあり。方方に於て既に然るときは、於てても亦然らむる。と謂ふ所哉。

國々の間以て頻見るもの之を名けて文藝流の戰爭と云ふ。政治も亦斯の如し今日の政治社會は實に戰爭と共に國に入るものがれば其古今の體制よりから戰爭

上の御用に於けるかからざるを得ず御の國々の實際を見る
當時の實業者は即ち筋内の實業者にして内閣官相の
間に居るのは自から主導として其實業を發揮する
事なる。而しての政局は必ず其主導の方へ向ひ出でなる
事なる。故に當時の政局は必ず其主導の方へ向ひ出でる事なる。

卷之三

卷之三

○遞信省と検査院との争點 道信省と検査院との間に起れる交渉事件は世間に知れ渡りたるが如くあれども其風説切々にして大體の要領は備かならざれば検査院の質問せし所謂十一箇條とは果しく如何ある事か又検査官が道信省の會計書類を検査院に持ち歸りし事に就ても議論之ある由あれども其爭點裏して如何にや容易に知り得難しと雖とも道信省方にて不都合ありとして第一に主張するものは検査官が官の機密を世に漏したことなど該省の主任官吏より検査官が一時預りに預りたる書類を如何に事を分けて掛合ふも断じて返附せざる二點にして又検査院より質問の十一箇條中理窟に渉るもの又は答へ得べきも事實に屬する事柄は肝腎の本書既に飛んで検査院に在るを以て既に全く事實問題の本調査は中止し居る次第なりと云ふ左れば兩廳交渉事件の開議に上るべしと云ふ其論點は前記の二點其主要あらんとあり

○鐵道の方針は如何 鐵道の方針とは全國の鐵道線路を規定するの謂ひにあらずして之を官設にすると民設にするととて以て我鐵道の方針を定むと云ふに在るものあり此問題は實に重要な事件たるが故に遂に之を決すべきものにあらざるは云ふ迄もあく今より充分に之が研究を遂げて然る後に決定するの當然たるを見るべきものあらん今や該問題は既に政府部内に起り委員会設けて専ら評議最中なれども其陸軍にあれ鐵道局又法制局にあれ委員の出處を異にすればさて皆是れ官部の委員たるに外あらざれば歸する處は先づ官部の好都合を譲るに在て一も二もなく官設鐵道の方針に定るは論もなき次第なるべし近年獨逸に在ては官設鐵道の方針を執り殆んど私設鐵道を買ひ上げたり白耳義も亦從來同一の針路を執り来るのみあらず佛伊瑞の諸國に在ても多少の官設鐵道を有する處なるが之には固より一利あり又一害あり統一の點に於て或は官設鐵道を便なりとすべきども經濟上の點に於ては民設鐵道を可とするものあらん今尚は一步を進めて考ふるとさは先づ其國の國體如何んを察して方針を定むるふそ當と用るの場合もあらざりか或は我が邦の將來は英の如く國會政治の國たらんには民設に歸するを策第とすべきれども若又獨逸の國體に類似するの傾きあらんには寧ろ之を政府の手に任せるの方針を執るを以て可とするも

は結局三億圓の資を投じて遂に五千二百圓を有致する
を要す假に其收入を三千萬圓と見做すときは現在政府
の歳入三分の一以上に及ぶものにて實に莫大なる額あ
りと云ふべし若し政府が獨り斯る大事業を專有すると
きは自から政府に向て強大ある勢力を附隨するものある
は云ふ迄もあきらみて政府の實力は之を以て遂に成
は國會を左右すること容易なるに至らんも知るべから
ず彼を思ひ又之を慮れば一顧に莫方針を定むる比類よ
り得策にあらざるが故に考分今尤大體を決するには
吉民興の當責を承認するふを解説あり候は實體にてて

卷之三